

鳥取県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 医療法人社団三樹会 | 医療法人社団三樹会三宅医院 | 鳥取市大杵390-24 | 平成23年5月16日 | 介護予防居宅療養管理指導 |